

第6回太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する検討会議

【日時】

令和8年6月30日（火曜日）18時00分から20時00分

【会場】

網走市役所本庁舎5階 議場

【参加者】

○委員

太田 雅幸（会長）	太田雅幸法律事務所 弁護士
中山 寿一	網走商工会議所 副会頭
田口 徹	網走市観光協会 専務理事
奥泉 利明	西網走行政連絡協議会 会長
木村 朱美	一般公募委員
名古屋 美津重	一般公募委員

○アドバイザー

高橋 寿一	専修大学大学院法学研究科 教授
伊藤 嘉高	公益社団法人北海道産業資源循環協会 副会長

○オブザーバー

疋田 賢哉	オホーツク総合振興局環境生活課 主幹
-------	--------------------

○事務局

寺口 貴広	市民環境部	部長	
古田 孝仁	同	生活環境課長	
會田 志帆	同	生活環境課環境対策係	係長
城石 一徹	同	生活環境課環境対策係	主事
福田 悠介	同	生活環境課環境対策係	主事

（関係職員）

立花 学	建設港湾部	部長
佐藤 岳郎	農林水産部	部長
仁木 篤史	農林水産部	農林課長
井上 博登	同	観光課長

2.議題

(1) (仮称) 網走市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例要綱の共有 (ガイドラインからの主な変更点の共有)

●会長

資料1の要綱と、資料2の主な変更点を参照しながら進めてまいります。まず、景観に関する許可基準についてです【資料2 P.1】。前回の会議で「大方の8割程度の人が見て、それほど気にならない程度に配慮がされていればよしとする」という考えが示されました。これを条文に落とし込むため、「社会通念上必要と認められる程度に景観への配慮がされていればよしとする」という表現でいかがでしょうか。これでは厳しすぎるか、緩すぎるか、ご意見をお聞かせください。

○委員

「8割程度の人が見て気にならない」という言い方がどうかは難しいところですが、「社会通念上必要と認められる程度」ということで、十分ある程度の厳しさを示せているのではないかと考えます。

○委員

この内容でよいと思っております。

○委員

私もこの表現で良いのではないかと考えており、この案に賛成いたします。

○委員

「社会通念上」という言葉は結構曖昧だと思います。一般市民と事業者では視点が違うような気がします。

●会長

法令上使われている言葉であり、行き過ぎたことを要求するわけではなく、大方の一般市民から見てどうかという意味合いで拾っているのではないかと考えます。

○委員

はっきりと文言で表現するのは難しいかと思います。それぞれ加減は違ってくると思いますので、何かあった時はその都度の対応になるかと思います。この状態でよろしいかと思います。

○アドバイザー

委員の方々がこれで良いということであれば、私も特に問題があるとは思っておりません。

○オブザーバー

行政の方にも相談は来るとは思いますが、一般市民の視点に立って指導等されると思いますので、この表現を使うことで良いと思います。

●会長

続いて、許可制一本化への変更についてです【資料2 P.2】。前回は届出制と許可制の併用案を出しましたが、今回は許可制1本に切り替えました。ただし、事務負担を考慮し、10kW以上はすべて許可制としつつ、10kW以上は一般的な基準のみ、50kW以上は景観基準も追加適用するという二段構えにしました。事務局の事務負担についてはいかがでしょうか。

●事務局

届出制の方が書類の審査や庁内の確認が少なく、事務負担は少ないという話は他市から聞いております。

●会長

事務局としては届出制の方が楽という本音も出ましたが、委員の皆様は許可制一本で進めることについていかがでしょうか。

○委員

観光サイドからすれば、ある程度厳しくやっていただいた方がいいというのが本音です。低い出力のところまで厳しくしなくても届け出で十分と事務局が判断するのならやむを得ないかとも思いますが、できれば厳しくしてほしいです。

○委員

人手不足を考えると効率化を図った方が良いのではないかと思います。少ないワット数に関しては届出でもよいと思います。ちなみに10kWはパネル40枚程度でしょうか。

○アドバイザー

パネルの数で言うと10kWは40枚程度になります。4枚で1kW、40枚で10kW、4000枚で1MWというイメージです。

●会長

10kWから49.9kWまでは届出で、50kW以上は許可制というお考えですね。

○委員

許可制にすると仕事が忙しくなるとの話もありましたが、50kWを一つの境目とするのはしっかりこないと感じています。

○委員

今後のトラブル対応などを考えると、許可制の方がいいと思いますので、許可制一本がいいのではないかと思います。

●会長

事務局としてはどうお考えでしょうか。

●事務局

届出制にして実効性に懸念が出るという話も聞いておりますので、許可制の中で規模や基準を分けることで負担軽減を図り、許可基準を定めていけば良いと考えております。

●会長

それでは、許可制一本で進めるということで決定いたします。次に、住民への周知措置の許可基準化について、アドバイザーから問題提起がありました。

○アドバイザー

要綱案では住民への周知措置が許可基準ではなく「勘案する」となっています【要綱第9の2】。これでは周知措置をしなくても許可が下りる可能性があるため、許可基準にした方が良いのではないかと提案しました。

●会長

説明がきちんとされたかどうかは判断しづらい部分もあると考え、勘案要素としては、委員の皆様はどう考えますか。

○委員

住民への説明は必要であり、許可基準として並べるべきだと思います。

○委員

事前協議や住民対話は非常に大切なものだと思うので、一定の基準として考えた方がいいと思います。

●会長

それでは住民への周知措置は勘案事項ではなく、許可基準として立てることで決定いたします。次に、事前協議と完成検査についてです【資料2 P.3-4】。事業者には許可申請の前に住民説明会（最低2回）を実施してもらいます。さらに、事業計画通りに設置されたか確認するため「完成検査」を設けました。完成検査を申請し適合通知をもらって初めて発電できる仕組みとします。続いて、許可取得後の放置対策についてアドバイザーからご意見があります。

○アドバイザー

許可を得た後、転売目的などで建設せず放置するケースを防ぐため、許可を受けてから1年以上放置している場合は許可を取り消すといった規定を設けてはどうかと思います。他自治体でも例があります。

●会長

他市の条例でも取消事由にしている例があり、そうした仕組みを設けることに賛同いたします。次に、指導・助言・勧告・改善命令と実効性の担保についてです【資料2 P.5-6】。指導・助言・勧告は行政指導であり法的拘束力はありませんが、それに従わない場合に法的拘束力のある改善命令を出します。改善命令に違反した場合は行政処分としての「過料（5万円以下）」や刑事罰としての「罰金（30万円以下）」を科す仕分けになっています。形式的な違反に対する改善命令違反は過料、実害が発生している重大な違反に対する改善命令違反は罰金とする仕組みにしています。この制度設計というのは、なかなか正解がないところです。アドバイザー、いかがでしょうか。

○アドバイザー

この仕組みで大丈夫かと思います。改善命令に事業者が従わなかった場合、行政代執行法に繋げて行政が代わりに執行するシステムになるのであれば、実効性としてはほぼ完璧ではないかと考えます。他の条例では、行政代執行に結びつけている事例もあります。

●会長

ありがとうございます。一点、行政代執行というのは何かというと、皆さん、空き家の問題をご存知かと思います。空き家というのは、崩れ落ちそうで年がら年中人が住んでいない家屋に対して、最終手段として行政が除却をせよというところまで命令が、空き家の法律でできる仕組みになっています。それでも言うことを聞かない時に最終的に行政が代わりに建物を壊して片付けるところまでやれますという、法律があります。そして、その費用は建物の所有者から払ってもらう、強制徴収できるという仕組みが行政代執行となっています。ただ、市は代執行に係る経費

を徴収しきれない可能性があるから、普通はやりたくないのですよね。刑罰で担保すると同時に、行政代執行で現実のよろしくない状況を改善できると考えておりますが、いかがでしょうか。

○アドバイザー

罰則だけだと、刑罰のみでその後放置される可能性がある。その困った状態を改善するのが必要であるため、行政代執行に繋げ、改善に繋がれば完璧ではないかと、発言した次第です。

●会長

他自治体では50万円という罰則が条例に書かれているものもあったかと思いますが、条例に罰則規定があるものがほとんどないのかな、と考えますと、厳しい規定になっていると考えます。これについて、皆さまご意見はありますでしょうか。

○委員

行政命令があり、本人が支払えない場合はどうなるのでしょうか。

●会長

支払えない場合は、市の持ち出しとなります。だからこそ、行政代執行をやりたくない。しかし、やむを得ない場合は代執行をするしかない、そういった制度です。事務局の方で、これまでの実例ですとか、何かありますでしょうか。

●事務局

行政代執行に及ばざるを得ない状況となれば、当然その前の段階で、地権者と話をしても応じてもらえない、それが空き家であれば所有者が死亡していない、相続人がいない、相続放棄されているなど色んなケースが考えられます。実際に当市で空き家に対する行政代執行まで至ったケースは把握しておりませんが、行政代執行は市にとっても負担になる対応だと考えております。

●会長

要するに税金でやることになるので、話し合いできちんと片付けてくれるのが一番よいですね。次に、廃棄等費用の確保措置についてです【資料2 P.7】。1kWあたり1万円、工事費総額の5%、または事業者が見積もる想定額のうち最も大きい額を確保する案です。原則は事前積立ですが、10年以内での分割積立も認める仕組みとしています。アドバイザー、いかがでしょうか。

○アドバイザー

1kWあたり1万円、工事費総額の5%という金額設定は、先日釧路市でも同様の設定をしている事例があります。これは、FITに入っているに関わらず積み立てをしない、というものかと思います。FITについては、20年間で積み立てるものですが、途中で何かあったときには、必要なものかと思います。太陽光パネルのリサイクルが現在、はっきりと定まってはいません。太陽光パネル1kWあたり2,000～4,000円の埋立処理費用である一方、現在、某社でリサイクル処理しているところでは、1kWあたり1万5千円程度かかるという話もありまして、積立費用が不足するという話もあり、将来リサイクルが義務化された場合、処理費用が上がる可能性があります。将来的に積立額を増やす可能性があることを明示すべきかと思います。また、過積載があるため、発電出力ではなく太陽電池の出力（パネルの出力）で計算すべきではないかと思います。

●会長

質問なのですが、FIT/FIPの新規認定というのは今年度で終了ということでしょうか。

○アドバイザー

そうですね。新規認定はなくなるとは思いますが、小規模のものであればこれからも続くと思います。認定が厳しくなってくると思われるので、FITは取れるけど取らないという事業者も出てくると思います。グリーン電力ということで、例えば北海道で発電したものを送電線に乗せ、東京の事業者を買ってもらい、そうした電力を1kW15～20円で買う、という大きなシステムも可能となってくると考えています。

●会長

ありがとうございます。FIT/FIPの強制徴収とは別途にこうしたシステムで廃棄等費用を確保させるべきだという発言があったかと思いますが、終了前10年間で強制徴収をさせるほかに、併せて稼働前に徴収を義務化させるとなると、キャッシュフローとしてかなり厳しいものになるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○アドバイザー

私自身も不勉強ですが、費用を変えることができるようにしておくのがよいかなという考えを持っています。太陽光パネルのリサイクルが義務化された場合、解体・処理費用が大幅に上がり、1kWあたり2万円～3万円となる可能性があるという話もあります。鉄などの架台をスクラップとして売却できたとしても、1,000円程度の価値にしかならず、高騰する処理費用を賄うには不十分と感じますので、現在想定している金額、1kWあたり1万5000円など、では将来的に足りなくなる可能性があるため、将来的に積立額を増やす可能性があることを、あらかじめ明示しておくべきと思います。

●会長

この点について、ご質問等ありますでしょうか。私自身も不勉強のため、詰めさせていただき、後ほど共有したいと思います。先ほども申し上げたとおり、事業前に積立させるのも開業負荷となってしまうことを慮っての猶予措置（要綱案第16の4）なのですが、事前確保が無理ならば10年間で分納について市と協定を結んで下さい、という仕組みとしています。それが守れないようであれば、許可の取消もあるという形を持たせています。この点について、ご意見等ありませんか。

○アドバイザー

実際にメガソーラーをやるといった業者が、事前積立が難しいというのは、事業としてどうなのかなと感じます。私が産廃処分場の関係も関わっているなかで聞く話では、埋立処分までに、毎年1千万円ずつ、全体で2億円を積み立てるという計画などがあります。分納という形は業者に対してもやさしい設定ではないかと思います。

●会長

ありがとうございます。それでは最後の施行期日及び経過措置についてです【資料2 P.8】。施行期日については、9月議会で可決された場合、来年4月施行という見込みです。事務局の準備が間に合わず、12月議会になる場合、そこから4月施行では周知期間が足りないため、7月1日施行にせねばいけないかもしれません。その場合、成立の日から6か月以内などの規定が必要なのかなと考えます。もう一点、経過措置についてですが、既存事業者については、条例制定後に説明会を開いてもらうなどはあんまりなので、許可事業者とみなす規定を置くのが通例

でございます。また、再エネ法上等の積立義務がない既存事業者に対し、廃業見込み時期の5年前までに積立計画を提出させる案としています。これよりも厳しくしてしまうと、財産権の侵害のような事になりかねないので、一步手前で留めているというふうにご理解いただければと思いますが、これについてご意見はいかがでしょうか。

○委員

いきなりは反発があると思いますが、これについては仕方がないかと思います。

●会長

委員が本案に理解を示されるようでしたら、他の委員の皆さんもご理解いただけるのかと思いますが、この件について、アドバイザー、いかがでしょうか。

○アドバイザー

廃業の予定をいつか聞いた時に、積立を嫌がって廃業予定を先延ばしにされる懸念があるかと思います。例えば、条例の施行日から5年以内に積立を行う、計画を市に提出する、ということもどうかなと思ったのですがいかがでしょうか。

●会長

私の書きぶりが未熟で、このように考えておりました。この条例の施行後6か月以内に積立計画を提出しなさい、と。その計画の中身としても廃業予定時、例えば令和30年であれば、その5年前の令和25年までの間に積立て、計画を市に提出して下さい、という意味で書いておりました。確かに、極論、令和100年廃業予定のように、非現実的な廃業時期を申告された場合の対策が必要ですね。

○アドバイザー

太陽光パネル自体は40年以上発電する例もあるものの、パワーコンディショナーはメーカー推奨で10年程度で部品交換が必要となり、20年経つとほぼ使えなくなっ
て入れ替えが必要になります。そのため、安全に事業を行えるのはFITの期間くらいと考えられます。

●会長

ありがとうございました。それでは時間も押してきました。次回は要綱案をまとめ切り、市長に対する答申としたいと思っていますので、7月下旬くらいになるか
かと思っています。本日いただいた宿題、例えば住民説明会の実施を許可基準とする、経過措置文案の修正等を修正したものを皆さまに早い段階で共有したいと思
います。そのうえで、オブザーバーに全体を通して話があればご発言いただけたらと思
います。

○オブザーバー

私の方からは特段ございません。

●会長

それでは、アドバイザーから何かございますか。

○アドバイザー

要綱案を拝見して、ガイドラインもよくできていると思っているし、条例に文言の
組み込み方など複雑な部分がありますが、網走テイスト、網走市ならではの条例が
できるのではと期待しております。

●会長

ありがとうございます。アドバイザーからはいかがでしょう。

○アドバイザー

先ほども申し上げたように、やはり太陽電池の出力で見るべきかなと思っております。例えば、1000kWの施設であっても、実際には1500kW分のパネルを使っている場合（過積載）、実際の解体費用は1.5倍かかる形になりますので、そこはやはり考慮していただければと思います。

●会長

その点も検討課題として、最後に現行のガイドラインの運用状況について、事務局からこんな案件を受けていますなど、差し障りの無い範囲で発表できれば教えてください。

●事務局

ガイドラインを公表してから、設置の相談は2件ありまして、どちらもゾーニングの範囲内だったため、設置を避けてくださいと事業者へお願いしました。その後、届出に至っているものはない状況です。

●会長

最後に、今後のスケジュールについて事務局より説明願います。

●事務局

今後のスケジュールについてご説明いたします。最後となります第7回検討会議は、7月23日（木）午後6時よりエコーセンター3階学習室A・B・Cでの開催を予定しております。この会議では、翌日の7月24日（金）に、会長、副会長より市長に答申いただく条例案の要綱をお決めいただきたいと思いますと考えております。以上です。

●会長：事務局の説明について、意見ございませんでしょうか。なければ、全体を通して何かございますでしょうか。なければ、会議は以上となりますので、事務局にお返しします。

●事務局：以上で第6回検討会議を終了いたします。7月が最終回となりますが、そちらもどうぞよろしくお願いいたします。

3. 閉会